

令和 6 年 9 月 2 7 日
東京二十三区清掃一部事務組合

令和 6 年能登半島地震に伴う災害廃棄物の受入処理について

当組合では、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、横浜市、川崎市、広域処理が必要な被災市、東京都及び石川県が締結した「令和 6 年能登半島地震に伴う災害廃棄物の処理に関する協定書」に基づき、令和 6 年能登半島地震に伴い発生した石川県内の災害廃棄物について、当組合の清掃工場を受入処理することといたしました。

受入れの概要は下記のとおりです。

記

- 1 受入災害廃棄物
木くずを含む可燃性混合廃棄物（分別破砕等の前処理を実施したものに限る。）
- 2 受入見込期間
令和 6 年 9 月 27 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 協定書における他自治体を含めた受入総量
40,000 トン
- 4 受入方法
災害廃棄物は、鉄道コンテナにより清掃工場に搬入される予定です。
- 5 初回受入先
令和 6 年 9 月 27 日 大田清掃工場（東京都大田区京浜島三丁目 6 番 1 号）
- 6 広域処理が必要な被災市（災害廃棄物搬出元）
石川県輪島市、珠洲市